

「約款・規定集」の新旧対照表(変更箇所)

平成 24 年 12 月 25 日付けで弊社の約款・規定集の「特定口座約款」および「ホームトレード取扱規定」の一部を改定させていただきます。

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>特定口座約款</p> <p>第 12 条【特定口座年間取引報告書の送付】 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、その年中にお客さまが当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用、当該譲渡に係る所得の金額または差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに交付いたします。</p> <p><u>なお、特定口座内での譲渡や配当等の受け入れが無い場合には特定口座年間取引報告書の交付を行いません。ただし、お客さまから請求があった場合には交付いたします。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>特定口座約款</p> <p>第 12 条【特定口座年間取引報告書の送付】 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、その年中にお客さまが当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用、当該譲渡に係る所得の金額または差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客さまに交付いたします。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>ホームトレード取扱規定</p> <p>第 3 章 情報の利用・その他 第 18 条～22 条 (現行どおり) 第 23 条【利用の解除】 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客さまの本サービスの利用を解除します。</p> <p>(1) お客さまが当社所定の届出書に必要な事項を記載のうえ、利用停止の申出をされた場合。</p> <p>(2) お客さまが本規定のいずれかの事項に違反された場合、および所定の期日までに必要な料金等をお支払されない場合。</p> <p><u>(3) お預り残高が無く、1 年以上お取引が無い状態が継続された場合。</u></p> <p><u>(4) お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合。この場合は遅延なく当社へ届けていただき、当社の取引口座の解約手続きを行なっていただきます。</u></p> <p>(5) やむを得ない事由により、当社が利用中止を申出た場合。</p> <p><u>(6) その他、当社の証券総合口座取引を解約された場合。</u></p> <p>第 24 条～25 条 (現行どおり) 第 26 条【諸料金の取扱い】 <u>当社は口座管理料等の諸料金のお支払いにつき、お客さまの口座に売却代金などの預り金があるとき、または、マネーリザーブファンド(MRF)の残高があるときはそれらから充当する場合があります。</u></p> <p>第 27 条【他の規定、約款の適用】 (現行どおり) 第 28 条【合意管轄】 (現行どおり) 第 29 条【規定の変更】 (現行どおり)</p>	<p>ホームトレード取扱規定</p> <p>第 3 章 情報の利用・その他 第 18 条～22 条 (省 略) 第 23 条【利用の解除】 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、お客さまの本サービスの利用を解除します。</p> <p>(1) お客さまが当社所定の届出書に必要な事項を記載のうえ、利用停止の申出をされた場合。</p> <p>(2) お客さまが本規定のいずれかの事項に違反された場合、および所定の期日までに必要な料金等をお支払されない場合。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) やむを得ない事由により、当社が利用中止を申出た場合。</p> <p><u>(4) その他、当社の証券総合口座取引を解約された場合。</u></p> <p>第 24 条～25 条 (省 略) (新 設)</p> <p>第 26 条【他の規定、約款の適用】 (省 略) 第 27 条【合意管轄】 (省 略) 第 28 条【規定の変更】 (省 略)</p>

平成 24 年 12 月 25 日改定